



発行 東京都

図書類

東京都知事 小池百合子

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌
コード及び発行業者 指定理由

四三五六 雜誌 DAITO COMI
CS BLシリーズ
バリタチNo. 1に負けた俺がネコデビュー
するまで 五五九六二一一二
株式会社秋水社

情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

六 平成二十一年三月二十四日
変更の内容
事業施行期間を令和十年三月三十一日まで延長する。
七 変更認可の年月日
令和七年十二月二十二日

●東京都告示第千百二十九号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を

次のように改正する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

三の表(一)の部株式会社八十二銀行の項中「株式会社八十二銀行」を「株式会社八十二長野銀行」に改め、同部株式会社関西みらい銀行の項を削る。

附 則

この告示中三の表(一)の部株式会社八十二銀行の項の改正規定は令和八年一月一日から、同部株式会社関西みらい銀行の項の改正規定は令和九年四月一日から施行する。

告 示 (海区漁調)

一 組合の名称
日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

○東京都告示第千百二十七号
東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和七年十二月十二日

四 事務所の所在地
日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

五 設立認可の年月日
設立認可の年月日

令和七年十二月十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬場治

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・三七秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号))第十一條第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十八分三・〇三秒の位置)に設置した第一浮魚礁をいう。

(浮魚礁の漁場範囲)

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の(一)、(二)、(三)、(四)及び(一)の点を順次結んだ線によって囲まれた区域とする。

- (一) 北緯三十三度四分一秒、東経百三十九度三十七分二十四秒の点
- (二) 北緯三十三度四分一秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点
- (三) 北緯三十三度二分三十六秒、東経百三十九度三十八分五十四秒の点
- (四) 北緯三十三度二分三十六秒、東経百三十九度三十七分十二秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。
- (二) 令和八年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所屬船舶による操業を優先とする。
- (三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

- (一) 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりと

する。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合ない、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。

(二) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿の使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和八年二月一日から令和九年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十五号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業

(業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ること)を目的とする漁業をいう。以下「この漁業」とい

う。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限す

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」といいう。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都所属船舶については、総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業

(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島(大野原島を含む。)、御藏島(蘭灘波島を含む。)、八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ベヨネース列岩(須美寿島、鳥島及び嬬婦岩の各最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次

のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならぬ。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	百六十隻
神奈川県	八十隻
静岡県	四十隻
その他他の県	五十二隻
	十八隻

(二) 承認をしない場合

令和七年十二月十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

合

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

三 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

四 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

五 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和九年四月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができます。

(遵守事項)

六 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるものの

ほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

七 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

八 この指示の有効期間は、令和八年三月一日から令和九年二月二十八日までとする。

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の製造過程でリサイクルがなされたことを示すものです。